

役員報酬等規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人鹿児島県宅地建物取引業協会（以下「協会」という。）定款に規定する役員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、前号の役員、支部等運営規程第6条に規定する支部長及び副支部長、第7条第5項に規定するブロック長並びに部会及び委員会規程第7条に規定する部長、副部長、部員、委員長、副委員長及び委員をいう。
- (3) 会員とは、定款に規定する正会員及び準会員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員等が受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、宿泊料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

第2章 報酬等

(役員報酬)

第3条 定款に規定する協会の役員の報酬は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、アからエとオ及びカの報酬は重複して支給しない。

(1) 月額報酬

ア	会長	月額42,000円
イ	副会長	月額27,000円
ウ	専務理事	月額42,000円
エ	常務理事	月額27,000円
オ	支部担当理事	
	a 支部長	月額27,000円
	b 副支部長	月額22,000円
カ	理事	月額5,500円
キ	監事	月額5,500円

(2) 役員が協会の業務のため会議に出席するとき又は用務のため出張するとき 第4章の規定により支給される日当の額

2 前項に規定する報酬額は、総会の決議により改定することができる。